

論 文

J.R. コモンズにおける適正な価格と実践の制度的調整

—グッドウィル・公益事業規制・公共目的

北 川 亘 太
二 村 雅 子

要 旨

本稿は、J.R. コモンズの主著1934年『制度経済学』（以下 IE）のうち、長大な第10章「適正価値」の序盤（第一節「ヴェブレン」から第五節「習慣的前提」まで）の役割、意義、問題点を整理した。具体的には、以下の点を検討した。第10章の序盤は1924年『法的基礎』の再説にすぎないのか、あるいは、素材が同じではあるが、読者に彼の考え方を理解させるために論じ方を若干変えたものなのか。当時の読者にとって、そして、今日の私たちにとって、どのような分りにくさが残っているか。さらに、どのような点を強調すれば、「適正価値」と題する章の優れた導入になった可能性があったのか。まず、序盤の前半（第一節から第三節まで）を検討すると、もしこの前半がより明確なたちで「適正な価格とサービスの規制」、すなわちマクロ・レベルに関する公共目的に照らした価格と実践の複合的な調整を主題にできていたならば、第8章までの適正価格論と第10章第六節以降の適正価値論をうまく架橋できていた可能性が見えてきた。次に、序盤の後半を検討すると、序盤全体の意義、役割、問題点が見えた。第1に、無形資産を、公共目的に照らして対立から秩序をつくるという制度経済学の観点から論じきった点である。第2に、こうした対立から秩序をつくるという議論の制度的背景と制度変化の方式を論じ、そこで司法の限界を論じ、それを克服しうるアメリカ的なやり方として委員会による適正な価値と実践の構築の話を出し、適正価値論の「理論的出発点」（宇仁2021）となる次の節（第六節「理念型」）へと読者を誘導している点である。しかし、第六節にうまくつながるように制度的な背景と制度変化の論点を注意書きなく、ずらしていることが、第10章全体の構造、および、「モラル・サイエンス」としての適正価値論（宇仁2021）を理解することを妨げる原因の一つになっている。

キーワード：適正価値、サービスの一般供給義務、マクロ・レベルに関する公共目的、標準サービス、公益事業委員会

経済学文献季報分類番号：02-10、03-40

1. はじめに

進化経済学会におけるここ数年の「J.R. コモンズ」セッションにおいて、私たちは彼の主著『制度経済学』（Commons 1934 *Institutional Economics*, 以下 IE と略記）の第9章「将

来性」を中心に検討してきた。その成果は、北川（2017）、坂口（2020）、中原（2021）、そして、アメリカ進化経済学会 AFEE の雑誌 *Journal of Economic Issues* 第54巻4号での特集号“SYMPOSIUM: The Monetary Macroeconomics of John R. Commons”にまとめられている。本稿では、次の段階として、長大な第10章「適正価値」の序盤、すなわち、第一節「ヴェブレン」から第五節「習慣的前提」を検討する（以下、本稿で「序盤」と言うとき、この IE 第10章第一節から第五節を示すものとする）。

IE の草稿（Commons 1927；1928-1929）と出版されたものを比較すると、第10章序盤は、草稿が書かれた1929年より後、そして、遅くとも1933年11月までのあいだに書き下ろされたことが分かる。

第10章序盤の最初の三節、すなわち、第一節「ヴェブレン」、第二節「個人から制度へ」、第三節「自然権から適正価値へ」では、コモنزは無形財産の是非や評価方法をめぐる諸判例を素材に、「グッド・ウィル goodwill」についての自らの見解を、T.B. ヴェブレンによるそれと対比させながら示し、さらに、この論点を自らの適正価値の議論の中に位置づけた。

ここでいうグッド・ウィルとは、特権、特許権、法律や秘匿によって保護された特殊プロセスの排他的使用、利害関係者（供給業者、流通業者、顧客、雇用者、銀行）との慣習化された友好的関係など、稼働中のコンサーンとそれを取りまく関係性の全体から生じているそのコンサーンの価値であり、ゴーイング・コンサーン全体の期待収益力の現在価値ともいえる。これは、会計実務でいう「のれん good will」よりも広範なものを指している¹⁾。

第10章第一節は、「ヴェブレン」というタイトルがつけられているように、無形資産についてのヴェブレンの考え方と対比させながら、無形財産について、コモنز自身の考え方および彼の着想源の一つになった合衆国最高裁判所の判決に表れている考え方を示した節である。ヴェブレンとコモنزの主張の違いについては、日本語で書かれた先行研究によってすでにうまくまとめられているし、よく知られている（清水2003；塚本2013；柴田2021）。

コモنزによれば、ヴェブレンは、1901年の連邦産業委員会における産業界や金融界の大実業家の証言を利用し、「一つの著作のなかで突然に」、無形資産（グッド・ウィル）全般がコミュニティからの「搾取」ないし「強奪」価値であると結論づけたという（IE, p. 650）²⁾。その一方で、コモنزは、1890年から1920年の裁判所の諸判例を利用し、無形資産は公共目的に照らして「特権」（強要にもとづくもの）と「グッド・ウィル」（説得や誘因にもとづくもの）に分けることができ、後者を「適正な reasonable」財産とみなした。ただし、両者を

1) 制度経済学者ヴェブレンおよびコモنزの議論は会計学の分野でも検討されてきた。例えば、渡邊（1997）および清水（1998; 2003）が挙げられる。

2) IE 邦訳書には原著のページも付されているため、本稿では IE 引用時の邦訳の頁を省略する。

分ける（定義する）先験的な規準はない。係争が生じるたびに諸委員会や諸裁判所が討議し、財産権の制度（ワーキング・ルール）、つまり価値の「法的基礎 legal foundations」を変更していく。

ところで、第10章の終盤では二種類の「適正さ」が提示されている。最初の種類の適正さは、次のように定義される。それは、社会経済で生成・普及し、権威的機関が調査・討議を経て認可した「通例的 ordinally」慣習である。これを最終的に認可するのは「司法的主権」、つまり合衆国最高裁である。

第二の種類の適正さについての記述は、1927年から1929年にかけての草稿（Commons 1927；1928-1929）より後に書かれた（Kitagawa 2017；2020）。それは、調査によって発見された最良の実践を念頭におきながら合意された「理想的なものの実行可能な上限」である（IE, p. 860）。彼は、この定義を示したとき、自主的に組織された諸集団からの自発的代表制を念頭においている。

草稿（1929年）より後のコモンズは、後者の価値や実践を集団的に探究・志向することにアメリカの政治経済の積極的意義を見出しており、宇仁（2021）では後者を「適正価値論の中核」とみた。本稿もそれに同意する。私たちは、コモンズが、『制度経済学』の執筆過程の終盤において、Commons (1919) *Industrial Goodwill*などで整理されていた彼の1900年代から1911年にかけての経験を、「モラル・サイエンス」というより広範な議論を展開するという目的で（宇仁2021）、意味づけ直したとみている。

しかし、1929年以降に書かれたとみられる第10章第1節から第4節は、主に、第一の種類の適正さ、すなわち、1927年までに示されている、裁判所が暫定的に決定する「通例的」な適正さのルール（適正価格のルール）についての議論になっている。

この第一の種類の適正さについて、IE およびその草稿を見渡してもう少しくわしく確認しておきたい。1927年草稿における適正価値の包括的な定義は、「アダム・スミス」章で示され、これは、『制度経済学』第5章でほぼそのまま残されている。それは、以下のように定義される。

適正価値は、裁判所、陪審員、委員会、仲裁機関による取り決めなどの実践のなかで形成されるのであるから、それは貨幣に換算された集団的行動の一概念であり、その価値には適正な人々における意見の一致を通じて到達する。ここで「適正」な人というのは、その時代の支配的な習わしに従う〔つまり「通例的」〕人々たちであるからである。適正価値は、諸状況と集団的コントロールの新たな結びつきとともに変化する。また、適正価値は、効率性、希少性、慣習、政治および支配的利害の変化を通じた進化の途上

にある（Commons 1927, p. 57; IE, pp. 206-207. なお、下線は草稿から IE にかけて加筆された箇所、次の引用文でも同じ。亀甲括弧は引用者による挿入、以下同じ。）

貨幣は専有的希少性を測定する。……貨幣は、政治や法が存在する状態での、あるいは集団的行動の別の形態が存在する状態での、経済的力、機会の平等さ、公正ないし不正な競争、適正なあるいは不適正な競争を測定する。適正価値とは、貨幣で換算された適正な希少性価値のことである。（Commons 1927, p. 71, IE, p. 213）

第10章序盤における適正価値の定義も、これとほぼ同じである。

全ての変化していく政治的、道徳的、経済的事情を考慮したうえでの、また、そのような諸事情のなかで生まれて最高裁判所判事になる人たちの個性を考慮したうえでの、適正なものの進化的集団的決定が適正価値である。（IE, pp. 683-684）

ただし、第10章序盤におけるこの定義は、1927年草稿ですでに書かれていた第5章での定義とほぼ同じとはいえ、次の点では異なっている。第10章序盤の適正価値の定義では、第5章にみられる「貨幣で換算された」（IE, p. 213）価値という限定がなされていない。適正価値は「適正な取引、適正な実践であり、公共目的に相当する社会的効用である」（IE, p. 681）という記述にみられるように、貨幣で換算された価値のみならず「適正な実践」が加えられている。とはいえ、この「適正な実践」は、取って付けられたように書かれているにすぎない。実際のところ、序盤の最初の三節で扱っている論点は貨幣で換算された事象、すなわち資産評価の決定と利潤率規制であるため、適正な実践が何を指しているのか、この時点では分からない。

第10章序盤は、草稿（Commons 1928-1929）以降に書かれたとみられるにも関わらず、このように適正価値の定義が草稿とほぼ同じであるばかりか、第10章序盤の主な論点である「無形価値」について検討するための素材もまた、『資本主義の法的基礎』（Commons 1924）で詳細に検討した諸判例とほぼ同一である。IEの第1章「本書の視点」（pp. 4-5）、第2章「方法」（pp. 74-83）でも、第9章「将来性」（pp. 421-425）などでも、「財産」（財産権）についての裁判所の定義の拡張やコモنزの見解が断片的に示されている。彼はIEの冒頭で「わたしの『資本主義の法的基礎』および本書『制度経済学』のさまざまな謄写版や草稿やそれらの改訂版の読者および学生による論評や批評は、彼らがわたしの諸理論も、わたしがどのように考えているのかも、理解できなかったことによる」と述べた（IE, p. 1）。「わた

しは、本書が多くの再説に負っていることを自認している。しかしこうしたことを、わたしは避けることができなかつた。それは一つにはテーマの目新しさに対して読者や学生が不案内であることによるのである」とも述べている（IE, p. 8）。こうしたIE冒頭でのコモンズの記述から、彼が、「無形財産」の法的基礎という論点を極めて重視しており、読者に理解してもらいたいと願って第10章の序盤を書いたことは分かる。

本稿において検討したいことは以下の通りである。

まず、第10章の序盤は Commons (1924) 『法的基礎』の再説にすぎないのか、あるいは、素材は同じであっても、読者に彼の考え方を理解させるために論じ方を若干変えたものなのか。序盤の役割や意義はなにか。

先行研究では、この序盤は、第9章と第10章第六節「理念型」のあいだでどのような役割を担っているのか、それらをどのように橋渡ししているのか、については明らかにされていない。そこで、本稿では次に、以下のことを検討したい。当時の読者にとって、そして、今日の私たちにとって、どのような分かりにくさが残っているか。そして、どのような点を強調すれば、「適正価値」と題した第10章の優れた導入になった可能性があったのか。

2. 無形資産についての経済学的論点および倫理的論点の明確化

2-1. 第9章「将来性」における不明点

第10章序盤の役割のひとつは、第9章「将来性」から第10章第六節「理念型」への橋渡しである。序盤は、第9章、とくにその第一節「債務の譲渡性」および第九節「社会」を受けて、無形資産の法的基礎の議論を完了させ、さらに、第10章第六節「理念型」へと（あとで見ると、筋道立ててとはいえないが、それなりに）読者を誘導している。

まず、第9章第一節「債務の譲渡性」および第九節「社会」に簡単にふれておきたい。第一節では、信用／債務は富であり、資本であると主張し、富の概念を有体財産から「無体財産」へと拡張した H.D. マクラウドの信用理論（*cf.*, 古川2020）を検討しながら自らの見方を示していった。コモンズがマクラウドを批判するのは次の2つである。第1に、無体財産は、マクラウドがみたような「商品」ではなく、制度的に構築された譲渡と清算が可能な権利／義務関係であり（というのも、なぜ取引相手が債権を受領してくれるのか、その受領によって対応する債務を解消してくれるのか、は社会・経済・法的制度の発展の観点からでないと説明できないからである）、その制度的基礎は100年以上かけて徐々に形成された。第2に、マクラウドは、彼のいう信用／債務の中に、譲渡可能な債務である無体財産（権利／義務）と「無形財産」（自由／無保護）を一括（混同）してしまっている。無形財産は、ゴー

イング・コンサーンにおける「将来性」、つまり集团的予測によって成り立っている³⁾。外部からの資金調達による投資は、負の無形財産（義務）を負う代わりに、将来性に基づき、ゴーイング・コンサーン全体の価値としての無形資産、つまり「期待される諸機会の所有権」（p. 4）を増やす取引である（Shibata 2020）。

第9章第九節「社会」では、社会を「あるコンサーン〔IE, p. 634に述べられてるように、大きいものでは一国〕へのすべての参加者たちの連動した行動を意味する言葉」（IE, p. 617）として捉え、とりわけ、社会の貨幣的位相である「支払いと履行の共同体」に注目している。すなわち、ここでいう「社会の制度的枠組みとは、諸個人と諸々のコンサーンがもつ変化する資産と負債」である。社会がどのように動いているかという観点でみれば、所有権制度などの公的・私的なワーキング・ルールによって形成され、個々のコンサーンや個人に配分される「誘因」により、個々の意思は、将来の社会的産出のシェア（とりわけ経営者は将来の利潤マージンを）獲得するために、「履行、自制、回避を通じて他の意思と連携」する。個々のコンサーンや社会としてのコンサーンは、行動主義的なネクサスになる。さらに、その徐々に変化する反復が、それらの変化するワーキング・ルールにもなる。

第9章までのこうした説明では、貨幣的側面での社会の捉え方を理解することはできても、紙幅を割いて定義した「無形資産」（ストック）がいわゆる「経済学的」論点（価格決定や所得分配といったフロー）および制度経済学が注目する「倫理的 ethical」論点、すなわち「対立から秩序を引き出す」こと（IE, p. 620）とどのように関連するのか、分らない⁴⁾。

2-2. 第10章で扱われている事例・判例

（1）企業買収における「のれん」の問題

1898年フェデラル製鋼の企業合同に関与していた J.P. モルガンは、カーネギーの「破壊的な競争方法」を恐れ、カーネギー製鋼などの諸企業の諸プラントを買収し、1901年に U.S. スチールを創設した。カーネギーの全株式の「有体資産としての価値は、再建コストに基づく

3) 第9章第7節「利潤マージン」では、そういった集团的予測が過度に楽観的であったり悲観的であったりし、ゆえにしばしば「計算間違い」（IE, p. 550）を起こし、そのことが、借入による投資の大きな変動、それゆえ景気変動をもたらすことが論じられる。続いて、第8節「世界支払共同体」は、景気変動の原因となる集团的予測を、連邦準備銀行などの集团的行動によって制度的に安定化する方策、および、長期不況において需要を回復させる方策が論じられている。

4) コモンズは、のちにこれを端的に「集团的行動の倫理的目的」とよんでいる。「集团的行動の倫理的目的は、神学〔神性 divinity〕から、あるいは、そういった諸領域の調和から、調和を前提とする代わりに、経済的諸利害の対立から、調和を、少なくとも秩序を生み出すという目的である」（Commons 1950, p. 196, 邦訳223頁）。

と、約7500万ドル」であったが、「市場を脅かすほど大きな地位を利用して、カーネギーは約3億ドル〔…での株式買取り〕を要求することができた。この2億2500万ドルという差額は、伝統的経済理論に基づいて、有体財産の価値として説明することもできない」し、カーネギーに負う負債でもないため、無体財産でもない。「それに与えることができる唯一の名称は、『無形財産』である」（IE, pp. 649-650）。持株会社によって買収された他の企業もまた、それぞれの企業の有体財産の価値を大きく超える評価額を、持株会社の株式によって得ていた。ヴェブレンはこれらを期待収益力の現在価値として正しくみなしたが、それを「強奪」価値とも解釈した。その一方で、最高裁判所は1920年の訴訟において公共目的に照らして、そういった「資本家たちの要求額を支持した」という（IE, p. 651）。

この事例を、私たちは、コモンズの意図に沿って無形資産の法的な認識と決定の具体例として読めるだけでなく、資本家間の価値の移転をめぐる法的調整の話として理解することもできる。おそらく、こうした事例は、ストックの価値の認可のされ方が、投資額、減価償却費、ひいては財の価格やサービスの料金といったフローに影響を及ぼしうること、つまり一般的な経済学が取り扱う要素に影響を及ぼしうることも、含意している。

（2）「価値理論」をめぐる経済的・倫理的・法的な対立と調整

1890年のシカゴ・ミルウォーキー・セントポール鉄道会社対ミネソタ州事件の判決は、制度経済学では裁判所が無形財産という新しい概念を初めて認めたものとして挙げられているが、異なる「価値理論」をめぐる対立と調整の事例として読むこともできる。

ミネソタ州鉄道委員会が民間のシカゴ・ミルウォーキー・セントポール鉄道に対して鉄道料金の引き下げ命令を出した。しかし、鉄道会社の弁護士たちは、同社の財産を無形財産として新たに定義し、この「無形財産の奪取は、ミネソタ州によってではなく、最高裁判所によって決定されるべき司法上の問題であり、それゆえ、州の決めた料金は無効である」と主張した。これを裁判所は受け入れ、ここでいう財産とは価格決定力という鉄道会社のもつ無形財産であり、州委員会による料金引き下げ命令は州による「財産の奪取」であると認定した。

まず、事例を理解するための予備的な知識として、総括原価方式について説明しておきたい。公益事業の料金は、総括原価方式の場合、総括原価が収入によって賄われるように決定される。すなわち、総収入＝減価償却費と税金を含む営業費＋（有体財産と無形財産の評価額－減価償却累積額）×（1＋適正な収益率）。この節で扱われた諸判決は、最高裁判所が公共目的に照らして、この式における「有体財産と無形財産の評価額」や「適正な収益率」を規定し直したものであった。

次に、事例の社会的・経済的・行政的背景について補足をおきたい。州委員会や州際

通商法による「鉄道会計へのこのような法的規制は、常に一時的投資家、受益者大衆への批判に応えるという形式を採りながら、鉄道独占資本のより自由な経済行為を保証したものとなっていた。鉄道は、副大統領から両院議員まで買収できる、巨大な資本にまで成長していたからである」（中村1991, 244頁）。巨大な資本は、当時、トラストのかたちで形成された。「『トラスト問題』の中で議論されていた暖簾は、過大資本化、あるいは株式の水割りと密接に関連するものであり、特に第1次世界大戦以前、暖簾の会計はこれらの大規模株式会社の会計実務と切り離すことは不可能であった。ビッグ・ビジネスに対する批判は、そのまま暖簾の会計、さらには貸借対照表上に計上される暖簾そのものへの批判へとつながったのである」（清水2003, 6頁）。このように、無形資産をめぐる社会的・法的な対立と調整の背景には、第一次企業合同期（19世紀末から20世紀初頭）における社会的な「批判」があった。

ただし、第二次企業合同期（1920年代）には、すでにその批判は下火になっていた（清水2003）。このように、ヴェブレンとコモنز、それぞれが書籍を執筆していたときの倫理的状況は大きく異なり、それはおそらく、ヴェブレンのようにあらゆる無形資産を「強奪」とみなすか、コモنزや最高裁のように公共目的に照らしてその都度判定すべきものとみなすかという彼らの結論の違いに影響を及ぼした。

グッド・ウィルの是非や資産評価をめぐる争いと秩序形成には、裁判所や州規制委員会だけでなく、技術者（とりわけ公益事業の「施設 facility」を評価する場合）、経済学者、会計士、そして、企業の顧問弁護士などの法律家も関わっている（IE, p. 745, 清水2003, 6頁）。彼らは特定の「価値理論」の正当化に寄与ないし関与している。私たちは、本事件を、さらには、同節（第10章第一節）で取り上げられている次の事件を、対象となる財産に何を含めるべきか、どのような方法で評価されるべきかを規定する諸々の価値理論をめぐる経済的・倫理的・法的な対立と調整の歴史的事例として捉えることができる⁵⁾。

1897年のアダムス通運会社対オハイオ州資産評価委員会事件は、オハイオ州の資産評価とその評価額に対する課税についてアダムス通運が提訴したものであった。最終的に、合衆国最高裁判所は、同社の「異議申し立てにもかかわらず、オハイオ州の課税目的のために、2万3000ドル〔有体財産〕から44万9千377ドル〔無期待収益力に基づく、株式や債券の全

5) テレ（2021）および中原（2021）の観点との関連性で第10章序盤を評価しておきたい。「コモنز派レギュラシオニスト」ブリューノ・テレ（2021）は、秩序内部や秩序間で「政治的なもの」（人と人との関係）と「経済的なもの」（人とモノとの関係）が、「イデオロギー」（言説や道徳的力）と「法」にくわえ、「象徴的・経済的・政治的現象としての貨幣」という3つの「原制度」によって接合されていると捉える。さらに、貨幣は、法と倫理にもとづいて制度的に調整されるという。第10章序盤は、こうした見方の具体例、すなわち、経済と法と倫理が交差している社会の貨幣的位相（支払共同体）が実際にはどのように調整されるのかについての歴史的事例（劇的な例）を私たちに提供してくれる。

市場価値として表される無形財産]へと係争中の財産の価値を引き上げた」(IE, p. 652)。「裁判所は、課税対象物の取り扱いの平等性を要請する公共目的の原則にしたがって、有体財産に基づく「経済学者たちやコモン・ローのいう」古い価値から18倍大きい無形財産に基づく価値へと、課税目的のための適正価値を引き上げた」(IE, p. 652)。この事件では、最高裁判所は、物質的・経済学的な価値理論に依拠していた経済学者たちやコモン・ローの価値理論ではなく、物質と非物質の両方を視野に入れ、公共目的に照らしてプラグマティックに判断するという価値理論（評価の仕方）を採用した（正当化・認可した）。

（3）公共目的に照らした価値理論

1904年のスラニタス群対サン・ホアキン&キング河川運河灌漑会社事件は、裁判所が資本家の要求を強欲な要求と先験的にみなしてしまうことなく、公共目的に照らして判断していることがよく分かる事例である。

サン・ホアキン&キング河川運河灌漑会社は、無形財産を評価することにより、自らが構築した灌漑システムの財産価値を1800万ドルと評価した。カリフォルニア州は、同社に、この評価額の18%に当たる年間収益をもたらす水料金を灌漑システムの利用者から徴収する権限を与えた。しかし、合衆国最高裁判所は、資本家の利益追求行為を法外なものであると判断し、灌漑システムの有形・無形の価値を600万ドルに減額評価し（最高裁は、過大投資や投資失敗により、「意図された目的にとって必要かつ不可欠な量を上回る多くの財産が、つくられたのかもしれない」(IE, p. 653)と理由づけた)、かつ、その評価額の収益率を6%という「適正な率」へと引き下げた。

このように、最高裁判所は、資本家が要求した評価額を先験的に「強奪」の価値とみなすことなく、諸々の訴訟において、諸々の公共目的に照らして、その評価額を支持したこともあれば、大きく減額したこともあれば、資本家の要求額以上に評価額を大きく見積もったこともあったという(IE, p. 651)。裁判所は、公益事業の資産・料金評価の問題において、「当事者たちが申し立てた多くの対立する価値理論に言及しながら、それぞれの価値理論は諸事情下で「適切なウエイト」を与えられなければならないと述べた。いったん、裁判所がこの適切な評価プロセスによって係争を最終的に判定した場合、その判決はアメリカの制度設計の下では、当面の間、適正価値に関する最終決定である。すべての当事者は、同様の状況においては、この最終決定に従わなければならない」(IE, p. 683)。

第10章序盤の前半（以下、本稿で「前半」と言うとき、IE第10章第一節から第三節を示すものとする）におけるコモンズによるこれらの事件の検討により、「有体財産と無形財産の評価額」や「適正な収益率」を規定しなおす最高裁判決が公共目的に照らしていたことが明確になっている。最高裁判所は、これらの諸判決を通じて財産の定義を無形財産を含むも

のへと拡大し、さらに、公共目的に照らして、無形財産のなかでも適正な「グッド・ウィル」と不適正な「特権」とに暫定的に分けられ、さらに、そのグッド・ウィルの評価ルールもまた、訴訟案件に関わる公共目的に照らして暫定的に定められてきた(それゆえ資本家の要求額から減額されるとは限らない)ことが明確になっている。

2-3. 第10章序盤の前半(第三節まで)の意義と分かりにくい点

ここまでの読解から、第10章序盤の意義を2つ引き出すことができる。第1の意義は、第10章序盤では、無形資産をめぐる対立と調整の事例が、『法的基礎』に比べて、「集団的行動の倫理的目的」という制度経済学の主題とより明確に結びつけられていることである⁶⁾。すなわち、変化する社会経済的状况に応じて最高裁判所が対立から秩序(公共目的に沿った、拡張された財産の定義をふくむ資産評価のワーキング・ルール)を形成してきたことが、『法的基礎』に比べて端的な事例説明とその直後の「適正価値」概念の説明によって明確になっている、ということである。

第10章序盤の第二の意義は、それが制度経済学における「適正価格」論において重要な位置を占めていることである。たしかに、序盤は、「適正価値論の中核」(宇仁2021, p. 17)とはいえない。ただし、『資本主義の法的基礎』における中核的な議論(取引における認可された価値と評価方法に関する法的基礎の変容)を秩序形成という『制度経済学』の関心から論じ直したという点で、制度経済学における「適正価格」論において重要な位置を占めている⁷⁾。

序盤の前半(第三節)までで分かりにくかった点は、2つある。1つめは、次の通りである。ストックとフローの関連性を諸事件についての彼の記述から読み取ることはできるとは

6) ただし、そうした関連性は『法的基礎』から読み取ることは不可能ではない(Commons 1924, p. 180, 邦訳230-231頁)。

7) 『法的基礎』から明確化された点として、次の2点も挙げられる。第1に、無形資産の核心を明確化した点である。無形資産の核心は、「他者が必要としているが所有していないものを、他者に与えないでおくことによって価格を固定する権利」(withhold power, IE, pp. 4, 669)にある。『法的基礎』でも無形資産が「与えないでおく力」と関連していることが示されているが、IEでは、この力を無形資産の核心として位置づけた。ただし、無形資産全般を「与えないでおく力」と解釈してもよいのか、著者には分からない。第二に、適正な無形資産を規定する制度的方法をより明確に述べた点である。最高裁判所は無形資産を特権とグッド・ウィルに暫定的に区別するが(Commons 1924, pp. 191-195, 邦訳246-251頁)、この区別は対立から秩序をつくる「コモン・ロー方式」を通じて続けられており、前者は最高裁判所と制度経済学でいう「不適正な」財産、後者は「適正な」財産である。

ところで、彼の無形資産の議論について私たちがまだ理解しきれていない点を今後の課題として整理しておきたい。IEでは将来収益の割引現在価値が無形資産の核心であると言っているように見えるが、Commons (1910)で述べられているのは、ウィスコンシン州鉄道委員会が「物理的評価」、すなわち実

いえ、資産評価の問題と経済学的な論点、例えば所得分配（「投資」における資本家間、「料金規制」における公益企業と顧客）・再分配（「税」における公益企業と市民）との関わりが分かりやすく書かれてはおらず、少なくとも著者たちには、この関連性がすぐには分からなかった。コモンズはこのことを当然視していたのかもしれない。とはいえ、当時の時代を生きていたか、当時の社会的背景を知っており、なおかつ、経済学、会計学、会計史の知識もっている読者であれば、理解することはできるという点で、序盤の前半は、かなり読み手を選ぶ諸節である。

序盤の前半で分かりにくかった点の2つめは、次の通りである。第1節のタイトル「ヴェブレン」から、通常の読者はヴェブレン批判として読んでしまうため、公共目的という論点を、ヴェブレンが拒絶してしまった点として理解し、かつ、料金・資産評価決定の実態において無視して考えることはできないことを理解し、それで納得してしまいがちであるが、公共目的がコモンズの価値の議論全体にとって決定的に重要であるという点を見逃してしまう恐れがある。

序論の前半までで全く分からなかった点は、「適正な実践 reasonable practice」（IE, p. 681）が何を表しているのか、である。彼のいう適正な実践が何かを理解しようとして、IEを第六節「倫理的理念型」読み進めてまでいくと、「このような理念型の使用は公衆に課す価格や、公衆に提供する適正なサービスに対しても拡張される」（p. 745）と書かれており、そこでの注では「Glaeser, Martin, *Outlines of Public Utility Economics* (1927)」とある⁸⁾。

この理解を得てから、ひるがえって序盤の前半（第三節）の諸事件を見返しながら考えをめぐらせてみると、そこでの「適正な実践」や「適正なサービス」の具体例は、公益事業に課せられる義務や規範（公共目的）に適合したサービスの供給以外には考えられない。そこで、以下では、Glaeser (1927) および、コモンズが州の公益事業規制を論じた2つの論文（Commons 1907 “The Wisconsin Public-Utilities Law,” 1910 “How Wisconsin Regulates

↘ 際の投資額等に基づく「コスト」ベースの評価をしていることであつた。1933年時点でコモンズが、無形資産の核心が「他者が必要としているが所有していないものを、他者に与えないでおくことによって価格を固定する権利」であると端的に述べたということは、1910年以降、IE出版前までに、ウィスコンシン州鉄道委員会が「価値」ベースの評価（ニューヨーク州の委員会とはもともとそうであつたらしい）へと転換したのだろうか。あるいは、そうした行政の実務的な転換は起こっておらず、コモンズが「私が自身の『法的基礎』の刊行以降その意味づけをさらに発展させたように」（IE, p. 4）と書いている通り、彼自身の考え方が変わった、あるいは、深まっただけなのだろうか。

8) M.G. グレーザーはコモンズの学生の一人である。コモンズは1907年にウィスコンシン大学で「市営公益企業」について講義を開始したが、その講義は間もなく中止された。それは、1920年からグレーザーによって「公益事業論」として再開された（現代公益事業講座編集委員会 1974a, 233頁）。なお、グレーザーは R.T. イーリーや R. パウンドからも学んでいる（Glaeser 1927, p. vii-viii）。

Her Public Utilities”）にもとづいて、公益事業における適正な実践について検討していく⁹⁾。

3. 公共事業における適正な実践

Glaeser (1927) によれば、公益事業には次のような義務や規範が課される。言い換えれば、以下のものは、公益事業における公共目的である。

第1に、サービスの一般供給義務である。これは、今日でいう「ユニバーサル・サービス」である。第2に、全ての顧客を差別しないで取り扱う義務である。第3に、妥当な、満足のいくサービス（つまり、後述する「サービス標準」）の供給に必要とされる設備を用意して、規則正しくサービスを提供する義務である。第4に、そのような供給に対して価格は公正であり、低廉でなければならないことである。

なお、こうした目的、および、その目的に沿ったサービスの効果がミクロ的なものかマクロ的なものかは、議論の焦点に左右される。サービス生産の技術的特性にもとづく地域独占という論点で考えると、ミクロ経済学の独占価格論の1つのバージョンであり、ベーシック・サービスの公的供給という論点では一部マクロ経済的側面がある。

公共目的に適合したサービス¹⁰⁾は、ウイスコンシン州鉄道委員会¹¹⁾の調査、推論（他の企業、地域、国との比較など）、合意形成を通じてサービスの「標準 standard」として規定（修正）される（Commons 1910）。

サービス標準を委員会が調査・推論・合意（そこには当事者たちとの討議が含まれることもある）を通じて規定（修正）し、その実現を支援しなければならない理由は、以下の3点である。第1に、サービスの質は、技術進歩と市民の生活水準の向上に応じて規定（修正）されるべきものだからである。第2に、地域独占の「民間公益事業」には、そういった状況の変化に応じてサービスの質を向上させるインセンティブがはたらかないからである。第3に、市などの自治体の「公営公益事業」に技術的・経営的能力が欠けている場合が多かったからである。

サービス標準の項目の例として、以下のものが挙げられる（Commons 1910; Glaeser 1927; 現代公益事業講座編集委員会1974a, 79頁; 1974b, 71頁）。

9) 当時のアメリカにおける公益事業の資産評価や料金規制を論じた日本語での文献として、野村（1962）、醍醐（1988）、清水（2012）が挙げられる。

10) 反対に、不適正なサービスは、「不純で不適切なサービス impure and inadequate service」などと言われる（Commons 1910, p. 240）。

11) ウイスコンシン州鉄道委員会は1905年に鉄道法によって設立された。その管轄権は1907年に諸公益事業へと拡張された。1930年代初めには公益サービス委員会へと改組された。

鉄道では、始発および終車時刻、時刻表と運行の正確度、列車回数、混雑の程度、貨物の到着予定日、安全性である。電気通信事業では、交換設備の容量、疎通の迅速度（話し中の割合）、正確度、混信および騒音の排除である。ガス事業では、メーターの正確な基準（測定装置）、圧力とカロリーの維持、故障修理の速さである。水道事業では、水道メーターの正確な基準（測定装置）、水質基準と水圧の維持、断水率である。なお、公益事業は巨大な設備を擁するゴーイング・プラントの側面をもっており、それゆえ、その規制には、「かなり高い水準 fair level の効率性を維持する」という目的も入っていると考えられる（Holmes 1915, pp. 57, 58）。

このように、公益事業の公共目的のなかには適正なサービスと適正な価格の両方が含まれている。このことから、（当然のことかもしれないが）公益事業という分野は、価格だけには還元できず、実践の質と価格水準の両方もが公共目的に関係している分野であることが分かる。 Wisconsin 州委員会の仕事もやはり、これら両方にまたがっている。この委員会の「仕事の圧倒的の大半は、サービスを標準化すること、遅れている会社と自治体をサービスの適正な標準にまで引き上げること、会計と管理、評価のためのデータを得ることであった」（Commons 1910, p. 241）。

この委員会と「進歩」の関係性を示すものとして注目すべきは、次の事例である。ガス料金引き下げは、「命令を出すための必要性なく、ほとんど〔委員会による〕調査と会議だけを通じてなされたのである。ある諸事件では、委員会は、その会社がそのサービスの質を標準まで高めることができるまで、料金を下げる命令を出すことを控えた」（Commons 1910, p. 241）。こういった事例は、第10章第六節「理念型」でいう、倫理的理念型の集団的な構築と実現に向けた行動とによって「〔平均的〕個人やコンサーン、および〔平均〕以下の個人や行動を、平均を上回る個人やコンサーンの水準にまで引き上げること」にあたる。

おそらく、Wisconsin 州鉄道委員会が設定したサービス標準には、「平均」の標準および「平均」以上の標準の両方が含まれていた。州議会の運輸委員会の議長を務めた F.L. ホームズの著書（Holmes 1915, p. 58）には、後者の事例と解釈できることが書かれている。「ガスと電気の標準が最初に告知されたとき、ほとんどのプラントは、〔設備の〕追加ないし改良なしにそれらを遵守することができなかつた。何十万ものドルが、民営公益事業と自治体運営の公益事業によって、それらが有するプラントに、要求されるサービスの効率性を達成させるために支出された」¹²⁾。

12) 委員会によるサービス標準の設定自体が諸州の中でも先駆的な取り組みである（Holmes 1915, p. 58）。先に述べたように、コモンズ自身は、サービス標準を倫理的理念型の一例として扱っている（IE, p. 745）。ただし、その記述は、コモンズが「実行可能な上限」（IE, p. 860）という定義を明示するに至る前の1929時点には書かれていた（Commons 1928-1929, pp. 808-809）。

ところで、公益企業の「不確定許可 indeterminate permit」（Commons 1907, pp. 192-193）という州の制度的革新も、適正なサービスを実現するための制度的基礎の構築として解釈することができる。コモنزが起草した1907年ウィスコンシン州公益事業法には、短期的なフランチャイズ（短い期間の定めのある地域独占営業権）の代わりに「不確定許可」を公益事業一般に適用するという制度的革新が含まれていた。従前の「短期的フランチャイズ」では、期限の終期が近づくと、以下の問題が生じていた。第1に、公益企業が有利な条件での契約の更新を狙い、それが政治の腐敗につながることである。第2に、施設の拡張・改良・維持・修繕、さまざまな義務の実行を怠りがちになり、その結果、サービスの供給が滞ったりその質が低下したりすることである。新しい仕組みである「不確定許可」では、公益企業は命じられた義務を遂行する限り契約を取り消されることはないが、州政府や自治体には必要があればその都度、契約の修正・更新をすることができ、公益企業がその義務を遂行しない場合、契約を取り消し、委員会の評価額で企業の財産を買い取ることができる。不確定許可を規制委員会とセットで導入することの有効性がウィスコンシン州で示され、約20年間のうちに諸州に普及した。こうした州（コモنز）の制度的革新も、適正なサービスを実現するための制度的基礎を構築することの一例として捉えることができる。

4. 適正価格論と適正価値論の架橋——本稿の第一の結論

ここまでの検討によって、第10章の序盤の前半（第三節まで）が（かりに）どのような点を強調していたならば第8章までの適正価格論と第10章第六章以降の適正価値論をうまく架橋することができたかが見えてくる。第10章の序盤の前半は、トラストという巨大な経済力とそれに対する社会的批判を念頭に「グッド・ウィル」の問題を扱ったヴェブレンの議論と噛み合わせるために、コモنزがまずJ.P. モルガンによるカーネギー製鋼買収の事例を出し、その後、公益事業規制の話に入ってしまったことが、調査・合意に基づく、適正な価格およびサービスの継続的な調整という彼の適正価値論にとっての重要な点の一つを見えにくくしてしまっている。そのため、序盤の前半について、もし書き手（コモنز）が、無形資産の法的調整の論点については『法的基礎』を参照せよとして、取り上げる事例を例えば水道事業規制の事件に絞り、1904年のスラニタス群対サン・ホアキン&キング河川運河灌漑会社事件の判決、および、ウィスコンシン州鉄道委員会の取り組みに基づいて「適正な価格とサービスの規制」を主題にしていたならば、第10章の良い導入の役割を果たす諸節になった可能性がある。というのも、これらの事例をマクロ・レベルに関する公共目的に照らした価格と実践の複合的な調整の事例として論じれば、第8章までの適正価格論と第10章第6節以

降の適正価値論をうまく架橋することができるからである。

マクロ・レベルに関する公共目的とは、ここでは、標準サービスの一般供給義務である。サービス標準という倫理的理念型とそれに合致する適正な実践は、尺度や基準の統一およびその基準で測定される品質の安定化による「期待の保障 security」、公益企業や委員会の報告書におけるデータや等級づけの「公開性」、「効率性」、「安全性」「利便性 convenience」といった多様な価値が調査と合意形成を通じて調整された結果のものである。

5. 第10章第三節にみられる、第四節「主権」および第五節「習慣的前提」とのつながり

歴史的かつ集団的な観念としての「適正さと適正価値の制度的観念」は、次のような方法で新しい法をつくるコモン・ロー方式において、その最も明白な進化的変化に確実に到達した。その方法とは、その時代の大部分の人々の慣習の変化を取り入れ、さらにそれらを、正当化という合理化プロセスによって、ワーキング・ルールに定式化することである」(IE, p. 682)。第五節「習慣的前提」は、この集団的な探求と行動のプロセスを詳述している。

「このプロセスは、合衆国最高裁判所という主権のなかでその頂点に到達したので、適正価値という観念の進化〔を理解するために〕は、その制度的背景として、行政的主権から立法的主権へ、さらに司法的主権への歴史的進化の理解を必要とする」(IE, p. 682)。第四節「主権」は、こうした主権の歴史的進化を詳述した。

第四節「主権」は、その進化を以下のように説明した（宇仁・北川2019）。英米における主権は、国王が唯一の主権者であり財産所有者でもある「行政的主権」から、1689年イギリス革命を転機に、財産所有者たちで構成される下院議会が最上位に位置づけられた「立法的主権」へと進化した。さらに、アメリカでは、1803年マーベリー対マディソン事件の判決を拠り所として合衆国最高裁判所の違憲立法審査権が確立されたことを転機に、主権は、同裁判所が立法府および行政府よりも上位に位置づけられた「司法的主権」へと進化した。最高裁自身が、合衆国憲法を解釈することによって違憲立法審査権という強大な権限を創り出したのである。これ以後、「財産」とは何かを定義する最終権限を最高裁がもつことになった。それゆえに、財産の定義が変化するプロセスを追いかけた第一節「ヴェブレン」では、最高裁が主役に据えられているのである。

第五節「習慣的前提」では、この法の進化を、諸々のゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの進化の方式、つまり「コモン・ロー方式」として一般化した。この節では、社会経済的状况の変化による利害対立の発生をきっかけにした集団的な調査・推論・価値評価を通じて様々な決定や意見が累積し、それら（の多く）を統合することのできる新解釈が生

み出され、正当化されていくといった討議的な「循環のプロセス」¹³⁾が、必ずしも法的領域（裁判官）に限定されることなく、ただし司法的主権・行政委員会・集团的交渉といったアメリカの制度的状況下でという限定が付されるかもしれないが、「裁判官ではなく人々による」(p. 717) 制度変化の一般的「方式 method」として描かれている。

コモنزは、制度変化の方式を、ここではフランスの法学者フランソワ・ジェニーの著作を用いながら丁寧に論じた。しかし、この第五節の終盤、次のように、もっともらしく話を展開させているように見えるものの（とはいえ、著者たちは、次の引用文の下線部については繰り返し読まなければ論旨を追えなかった）、実は論点が変わっている。

このようなプロセスは、司法的なプロセスとして、なおかつ裁判官ではなく人々による推論と価値評価のプロセスとして、循環的なプロセスのようにみえる。もしそうであるとすれば、裁判所の習慣的前提や演繹的推論の外にあるものについてジェニーの探求と関わる実践的な問いが生じる。ジェニーが「科学的調査」が必要だと主張したのは、個人主義から集団主義へ、個人から法人へ、人間本性の古い観念から新しい観念へと、経済的諸状況が変化し、これによって従来の諸前提が現代の「ゴーイング・コンサーン」に適用できなくなったことによる。／しかし、裁判所はそのよう〔な変化に対応するよう〕には構成されていないし、必要となるであろう広範囲の調査を実施する部門も有してはいない。それゆえ、いくつかのアメリカの州議会と連邦議会は、委員会を設置することによって、まさに、この科学的調査を行おうと試みてきた。／その事例の一つは、ウイスコンシン州産業委員会である。…健康、安全、労災補償、児童労働、労働時間、さらに最近では失業保険に関する〔…規制を委員会は扱っている〕。(IE, p. 717, 下線は引用者による)

彼自身は、第10章の「適正価値」章の「理論的出発点」（宇仁2021, 7頁）となる第六節「理念型」につながるように、自然に議論を展開させたつもりには違いない。そして、裁判所は諸々の集团的行動の対立について調査する能力とその対立から秩序を生み出す能力に長けていないためアメリカでは行政委員会が活用され始めたという、こうした論の展開は、コモنزの諸著作を読んだことのある者にとってなじみのある展開である（Commons 1925；1950）。

13) コモنزは、『法的基礎』において、合衆国における法的事例をより具体的に引き合いに出したり、法律用語を多用しながら、同様のプロセスを描いていた。ただし、加藤（2021）に示唆されるように、このときコモنزは、おそらくそのプロセスを法的領域に限られたものとして考えてはいない。

6. 第10章序盤全体の意義、役割、問題点——本稿の第二の結論

以上のような第10章序盤の後半（第四節および第五節）についての検討をふまえると、第10章序盤全体の意義と役割は次のようにまとめられる。

第1に、第9章第1節では概念についてのみ説明されている「無形資産」を、公共目的に照らして対立から秩序をつくるという制度経済学の観点から論じきった点である（*e.g.*, IE, p. 655）¹⁴⁾。

第2に、こうした対立から秩序をつくる（適正価値を暫定的に決める制度をつくる）という議論の制度的背景（主権の進化）と制度変化の方式を論じ、そこで司法の限界を論じ、それを克服しうるものとしてアメリカ的なやり方として委員会（集団的交渉）による適正な価値と実践の構築の話を出し、適正価値論の中核の「理論的出発点」となる章へと読者を誘導している点である。

しかし、先の引用文（IE, p. 717）の下線部において、彼は、制度的概念としての適正価値を変化させる制度変化のプロセスを論じるときに彼が念頭に置いている「集団的行動の形態」を、「司法」から「集団的交渉」へとずらしているし、制度変化の論点を、貨幣で換算された「価値評価」から、貨幣的次元に縮約できない倫理的「実践」へとずらしているか、拡張させている¹⁵⁾。

宇仁（2021）と関連づけて第10章序盤を評価すると、以下のような問題がみえる。おそらく、コモンズは、第9章と（第10章第六節となる）「理念型」とのあいだを埋めるための「パズルのピース」として第10章序盤を書いたのであろう。しかし、この「ピース」づくりにおいて、次の節にうまくつながるように制度的な背景と制度変化の論点を注意書きなくずらしていることが、第10章全体の構造、および、「モラル・サイエンス」としての適正価値論（宇仁2021）を理解することを妨げる原因の一つになっている¹⁶⁾。なお、IE（p.717）の

14) 『法的基础』では無形資産についての章と「公共目的」章が離れすぎている。

15) こうした彼の記述における（あまり論理的とはいえない）展開は、彼の、書きながら螺旋的に思考を進展させていく仕方を表しているようにみえる。コモンズは、彼にとってなじみのある諸事例を繰り返し論じながら、螺旋的に思考を進展させていったのだろう。なお、この見方は、第25回進化経済学会静岡大会における著者の報告に対する中原隆幸氏（阪南大学）のコメントに負っている。

16) ここで、著者の一人（北川）の過去の研究を（自己）批判し、間違いを正しておきたい。北川は、たまたまIEを真剣に読み始めたのが第10章序盤より後、具体的には第六節「倫理的理念型」節からだったため、宇仁宏幸がそれ以前の節の適正価格論とこの節以降の適正価値論との断絶を初めて指摘した2020年まで、そのことを意識することがなかった。北川は、基本的には、適正価値とは（1929年草稿より後に書かれた意味づけである）「理想的なものの実行可能な上限」であり、そこには安全運動など

先に引用した箇所は、彼が適正価格と適正価値の議論をうまく整理しきれていないことを示す象徴的な箇所であり、この箇所だけが原因となってIEの中核についての理解が妨げられていると主張したいわけではない。

さらに細かく第10章の序盤と第六節以降との接続および非接続をみていくと、図1のように整理できる。第10章の序盤（第一節から第五節）は、問題の焦点（所得分配・再分配、そして、IE, p. 660や p. 677で触れられているのみであるが、「効率性」上昇、薄い利潤マージンという状況下での価格の「安定化」、分析の単位、制度による調整のレベル（一部に課税問題を含む）、市場による調整との関係（公益事業をめぐる市場代替的決定を含む）について、第10章の「理論的出発点」以降とつながっているが、序盤とそれ以降で議論の対象となる「適正さ」の意味づけが注意書きなく変えられている。

図1に示される議論の変化を踏まえてIEの構成上の問題点を指摘したい。IEを初めから

図1 第10章序盤とその前後との接続／非接続

	IE 第8章	IE 第10章序盤	IE 第10章序盤の最後の数頁 (触れただけ)	IE 第10章の中核をなす諸節・ 諸項
主題	適正価格	適正価格	適正価値（適正な価値と実践）	適正価値
仮定と分析フレームワーク	技術（効率性）は不変で所与と仮定する静学的フレームワーク（一時点のスナップショット）	経済状況の変化（薄い利潤マージン、寡占化）に応じた「制度化された精神」（慣習的前提）と制度の漸進的変容	左の議論から継続	内生的技術変化（効率性上昇）をともなう動学的フレームワーク
問題の焦点	不完全競争（寡占的競争）下での価格水準と取引の成立	公共目的に照らした所得分配、再分配に関わる無形資産評価制度の構築	社会権に関わる制度・実践の創出	所得分配、再分配に関わる制度・政策が効率性上昇を促進する効果
分析の単位	主に売買交渉取引	売買取引と割当取引の「法的基礎」	主に割当取引	主に割当取引
制度による調整のレベル	主にミクロ・レベル（個々の取引）	主にミクロ・レベル ・資産評価制度 ・独占価格論の1つのバージョンとしての地域価格独占とその規制	主にマクロ・レベル	主にマクロ・レベル（経済全体に関わる制度）
市場による調整との関係	補足的・補正的	一部にマクロ・レベル ・課税ベース ・ユニバーサル・サービスの公的供給 (序盤では実際には説明されていない)	主にマクロ・レベル	主にマクロ・レベル（経済全体に関わる制度）
集団的行動の形態	司法	補正的 ・資産評価と独占価格の規制 代替的 ・ユニバーサル・サービスの規制	代替的	代替的・対抗的
		司法	集団的交渉・議会	集団的交渉・議会・司法

出典：宇仁（2021, 10頁, 表2）に、第10章序盤において徐々に論点がずれていったことを示すために著者たちが太字で加筆した。囲みも著者たちが挿入したものである。

の革新的 progressive な実践が含まれていると理解していた。しかし、北川の過去の論文（北川・井澤 2016; Kitagawa 2017, p. 74）を読み返してみると、ところどころに1929年までに書かれた適正価格の定義に引きずられて的を外していない箇所がみられる。例えば、北川的主要業績の一つ Kitagawa (2017) の書き出しをみてみたい。「制度再編の議論はIEにおける価値論の核心をなす。というのも、適正価値をもたらす「取引」の三前提、すなわち「機会の平等」、「公正な競争」、「交渉力の平等」を確保するための手段だからである」（Kitagawa 2017, p. 17）。これは、適正価格論における三つの制度的前提をあげており、このときの北川が適正価格論と適正価値論を混同していることを表している典型的な箇所である。

順に読み進めてしまうと、読者はIEを適正価格論として理解してしまい、先に引用した、この本の第10章のp. 717以降、つまりいてしまうか、適正価値論の中核を理解できない恐れがある。彼が適正価格論を適正価値論の中に明確に位置付けるに至るまで彼自身の思考が整理されていなかったこと、したがって、そうした誤読を防ぐための工夫にまで彼の考えが至らなかったことが、この本の構成上の大きな欠点となっている。より具体的にいえば、彼が、本章が適正価格論から適正価値論へと展開するであろうことを、早い段階（第1章「本書の視点」や第2章「方法」）において予告できなかったこと、あるいは、少なくとも第10章序盤と第六節「理念型」との境界で明示できなかったことが、彼の本の構成上の大きな欠点となっている。

謝辞

本稿は、関西大学長期学術研究員制度およびJSPS 科研費（基盤研究（C）JP21K01418・JP20K01490、若手研究JP18K12753・JP21K13268）の助成を受けたものである。

参考文献

- Commons, J.R. (1907) "The Wisconsin Public-Utilities Law," *The American Review of Reviews*, No. 36, pp. 221-224 (reprinted in M. Rutherford and W.J. Samuels eds. *John R. Commons Selected Essays*, Vol. 1, Routledge, London and New York, 1996, pp. 188-194).
- Commons, J.R. (1910) "How Wisconsin Regulates her Public Utilities," *The American Review of Reviews*, No. 42, pp. 215-217 (reprinted in M. Rutherford and W.J. Samuels eds. *John R. Commons Selected Essays*, Vol. 1, Routledge, London and New York, 1996, pp. 237-242).
- Commons, J.R. (1919) *Industrial Goodwill*, McGraw-Hill, New York.
- Commons, J.R. (1924) *The Legal Foundations of Capitalism*, Macmillan, New York. (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法的基础』上巻、コロナ社、1964年)。
- Commons, J.R. (1927) Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics. Manuscript. Collection of the Kyoto Prefectural Library. Call mark: /331.04/C85/, Material code: 1102508007.
- Commons, J.R. (1928-1929) Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics, Manuscript, (Collection of the National Agricultural Library. NAL call number: HB501 C66 1927, Identifier: CAT10844889001 and CAT10844889002).
- Commons, J.R. (1925) "Marx Today: Capitalism and Socialism," *Atlantic Monthly*, No. 136, pp. 682-693.
- Commons, J.R. (1934) *Institutional Economics*, Macmillan, New York. (中原隆幸訳『制度経済学 上』2015年／宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳『制度経済学 中』2019年／宇仁宏幸・北川 亘太訳『制度経済学 下』2019年、ナカニシヤ出版)。
- Commons, J.R. (1950) *The Economics of Collective Action*, New York: Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店、1958年)。
- Glaeser, M.G. (1927) *Outlines of Public Utility Economics*, Macmillan, New York.
- Holmes, F.L. (1915) *Regulation of Railroads and Public Utilities in Wisconsin*, D. Appleton and

- Company, New York and London.
- Kitagawa, K. (2017) "Two Methods of Institutional Reform in the Institutional Economics of John R. Commons," H. Uni ed. *Contemporary Meanings of John R. Commons's Institutional Economics*, pp. 73-98.
- Kitagawa, K. (2020) "From Judicial Sovereignty to Collective Democracy," *Journal of Economic Issues*, Vol. 54, Issue 2, pp. 316-321.
- Shibata, T. (2020) "On the Financial Business Cycle Theory of J. R. Commons: Institutional Economics of Incorporeal Property and Intangible Property," *Journal of Economic Issues*, Vol. 54, Issue 4, pp. 918-936.
- 宇仁宏幸 (2021) 「J.R. コモンズ『制度経済学』における適正価値論の射程」第25回進化経済学会静岡大会報告論文、オンライン開催、2021年3月27日。
- 宇仁宏幸・北川亘太 (2019) 「訳者あとがき」J.R. コモンズ『制度経済学』下巻、463-483頁。
- 加藤健 (2021) 「J.R. コモンズと W.C. ミッチェル 人間の行動モデルをめぐって」第25回進化経済学会静岡大会報告論文、オンライン開催、2021年3月27日。
- 北川亘太 (2017) 「J.R. コモンズ制度経済学における信用制度と統治」『経済論集』第67巻第3号、275-313頁。
- 北川亘太・井澤龍「アメリカ社会の発展と J.R. コモンズ「適正価値論」の形成」『経済論叢』第190巻第1号、71-108頁。
- 現代公益事業編集委員会 (1974a) 『公益事業概論』電力新報社。
- 現代公益事業編集委員会 (1974b) 『公益事業規制論』電力新報社。
- 坂口明義 (2020) 「J.R. コモンズの貨幣制度説とその射程」『社会科学年報』第54号、57-71頁。
- 柴田徳太郎 (2021) 『J.R. コモンズの制度的経済学』紀伊國屋書店。
- 清水泰洋 (1998) 「制度派経済学と暖簾 コモンズ学説における無形財産」『産業経理』第58巻第2号、132-139頁。
- 清水泰洋 (2003) 『アメリカの暖簾会計』中央経済社。
- 清水泰洋 (2012) 「アメリカ公益事業会社規制と会計」『国民経済雑誌』第206巻第2号、47-59頁。
- 醍醐聡 (1988) 「会計規制の経済分析 アメリカでの公益事業会計規制を事例にして」『産業経理』第48巻第1号、39-48頁。
- 塚本隆夫 (2013) 「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論」『経済論叢』第187巻第1号、17-31頁。
- テレ、ブリューノ (2021) 『社会的事実としての貨幣 その統一理論と多様な現実 ネオ・レギュラシオン・アプローチ』坂口明義監訳、中原隆幸・北川亘太・須田文明訳、見洋書房。
- 中原隆幸 (2021) 「訳者解説」ブリューノ・テレ『社会的事実としての貨幣』坂口明義監訳、見洋書房。
- 中村萬次 (1991) 『英米鉄道会計史研究』同文館出版。
- 野村秀和 (1962) 「アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程 独占価格形成における評価基準転換の意義」『経済論叢』第90巻第4号、284-300頁。
- 古川顕 (2020) 『貨幣論の革新者たち』ナカニシヤ出版。
- 渡邊康良 (1997) 「ヴェブレンの会計理論 会計学上の実体概念に関わる諸問題について」『會計』第152巻第1号、26-37頁。